

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

令和五年埼玉県告示第千二百九十三号で公示した公共測量は、令和六年三月四日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕